

平成28年7月1日  
日本民間放送連盟

## 著作権等管理事業法に関連する規制等への意見

### ア. 著作権等管理事業の登録（第3条）

---

（「登録制」について）

- 著作権等管理事業法（以下、法）が予定している利用者と管理事業者との間の協議の仕組みが適切に機能することを前提に、現状では、「登録制」そのものをより規制緩和するまでの事情は見当たらない。
- 新規の管理事業者の参入を容易にするために「登録制」を採ることについては理解をするが、著作物等の集中管理の必要性についても念頭に置く必要があり、文化庁長官は登録後も必要な監督を行うことが必要である。

### キ. 使用料規程の届出（第13条第1項前段）

---

（「届出制」について）

- 法が予定している利用者と管理事業者との間の協議の仕組みが適切に機能することを前提に、現状では、管理事業者が定める使用料規程の「届出制」をより規制緩和するまでの事情は見当たらない。
- 著作物等の集中管理の必要性についても念頭におきつつ、届出後も、使用料規程に対する文化庁長官による適切な監督が必要である。

（使用料規程に関する協議）

- 以下、使用料規程に関する利用者と管理事業者との間の協議について付言すると、まず、法は、指定管理事業者が使用料規程を定め、あるいは変更しようとする際に、利用者代表から協議の申込みがあった場合に、指定管理事業者に対して、協議に応じることを義務付けているが、これを全ての管理事業者について義務化すべきである。また、文化庁長官が、管理事業者から届出のあった使用料規程の内容について、著作物等の円滑な利用を阻害するものでないかを適切に判断できるようにするため、「疎明する書面」の提出にあたっては、管理事業者に対し、「当該利用者に疎明書面の確認を求めること」を義務付けるべきである。
- 多くの利用区分において、利用者代表と指定管理事業者との間の協議が長期間に及んでいる実態に鑑み、法が定める利用者代表が協議を求めた場合の使用料規程の実施禁止期間は、延長する必要がある。

(利用者代表の要件)

- 法が定める利用者比率や使用料比率では、いずれの利用者も利用者代表とは認められない場合があり、法が予定している当該管理事業者と利用者との協議が行われなことが起こりうるので、少なくとも指定管理事業者と利用者代表との協議については、利用者代表と認める要件の変更や、複数の利用者代表を認めるなどの措置が必要である。
- あわせて、近年、著作物等の利用形態や流通形態が多様化し、既存の業界団体が単独で利用者代表や利用者団体とは認められない場合があることなどから、利用者が利用者代表を組織するのが容易ではない状況がある。よって、「利用区分」については、著作物等の種類や利用方法の別だけではなく、著作物等を利用したコンテンツの種別等に応じて区分できるようにするなど、柔軟な法の運用が必要である。

ク．使用料規程の変更の届出（第13条第1項後段）

---

- 「キ．使用料規程の届出」で申し述べた意見と同様の措置を要望する。

ケ．その他

---

(法の適用対象となる管理事業)

- 法は、信託契約や特定の委任契約に基づき受託者が使用料の額を決定する、いわゆる一任型の管理事業を対象としているが、管理事業に登録制を導入した主旨からすれば、非一任型の管理の形式を採りつつ、実質的に一任型の管理を行う場合についての所要の制度整備を検討する必要がある、法が適用されない「委託者が使用料の額を決定する場合」の類型を現状に照らして精査すべきである。

(情報の提供)

- 同一の分野に複数の管理事業者が存在する場合は、個々の著作物等の利用に際して管理著作物や管理範囲の確認に相当の労力を要している現状を改善するため、管理事業者に対する情報提供の努力義務は、義務化すべきである。

以 上